

「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)」(案) 前回分科会以降の変更点

国の指針、介護報酬の改定、大阪府との協議、介護保険サービス利用状況、パブリックコメントに基づき、次のとおり計画書(案)を修正しました。

第1章 計画策定にあたって

(3)日常生活圏域

P 5 日常生活圏域の概況について、平成26年3月末から平成26年9月末に変更

(4)本市の高齢者を取り巻く状況

P 9 高齢者等実態調査結果の概要について、調査種別・調査対象の記載を追加し、各項目に調査種別の記載を追加

(5)前計画の評価

P 16 家族介護支援事業の内容について、③いきいき暮らす【高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援】の項目から、①老後の安心を支える【地域包括ケアシステムの基盤整備】の項目へ移動

第3章 施策の展開

(1)在宅ケアの充実

P 25 大阪府との協議を踏まえ、「②地域包括支援センターの運営」の記載を充実

P 27 パブリックコメントの意見に基づき、「堺市版地域ケア会議の実施」の事業内容及び項目の記載内容を追記

P 27 大阪府との協議を踏まえ、「地域福祉ねっとワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)の配置」の事業内容の記載内容を追記

(2)認知症支援の充実

P 32 パブリックコメントの意見に基づき、「認知症支援に携わる人材の育成」の現状及び計画期間中の目標の記載内容を追記

P 34 「(7)高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援」にあった「⑤消費者被害の未然防止及び救済」の項目を移動

(4)介護サービス等の基盤整備

P 39 「平成37(2025)年に向けて」の記載内容を追記

(6)健康の保持・増進

P 48 「健康づくり自主活動グループの育成・支援」の自主活動グループ数及び登録参加者数の数字を変更

P 48 「口腔機能向上のサポーター養成(8020メイト)」の現状の記載内容を追記

P 49 「歯科相談の実施」の事業内容を修正

(7)高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援

P 54 「④家族介護者等の支援の充実」の記載内容を追記

第4章 介護サービス量等の見込み

(1) 介護保険施設等の整備

- P 5 7 国の策定指針に基づき、②居住系サービスの整備 (ア)地域密着型共同生活介護(グループホーム)の整備数について、日常生活圏域別内訳の記載を追加
- P 5 8 「①介護保険施設の整備」にあった (イ)地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の項目を「②居住系サービスの整備」に移動
- P 5 8 国の策定指針に基づき、②居住系サービスの整備 (イ)地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)の整備数について、日常生活圏域別内訳の記載を追加

(3) 介護保険給付の見込み

- P 6 1 大阪府との協議及び介護保険サービス利用実績の更新に基づき、(ア)居宅サービスの利用者数とサービス量、(イ)地域密着型サービスの利用者数とサービス量、(ウ)施設サービスの利用者数とサービス量の数値を変更
- P 6 2 複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更
- P 6 3 国の指針、大阪府との協議及び介護保険サービス利用実績の更新に基づき、(ア)介護保険給付費の見込み、(イ)地域支援事業費の見込みの数値を変更
- P 6 5 国の指針、介護報酬の改定及びサービス見込量の変更に基づき、(イ)保険料基準額を変更し、平成37年(2025年)の保険料基準額の記載を追加
- P 6 5 国の指針の変更に基づき、(エ)公費投入による低所得者の保険料軽減強化の記載内容及び保険料率を変更

資料編

- P 7 3 各区の高齢者等の状況、日常生活圏域の状況について、平成26年3月末から平成26年9月末に変更
- P 8 8 介護保険サービスの利用者数・給付額の推移について、平成26年度の記載を追加
- P 9 0 パブリックコメントの意見に基づき、高齢者福祉専門分科会専門委員について、女性委員の比率の記載を追加
- P 9 8 保険料算出手順について、数字を変更
- P 1 0 7 介護サービスの用語説明について、①居宅サービスに特定施設入居者生活介護(混合型・介護専用型をまとめた)を移動、②地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護へ名称及び説明文の変更、地域密着型通所介護を追加、③施設サービスの介護療養型老人保健施設を削除

※なお、文章表現等について、事務局で修正した部分があります。